資料編

1	_ 空家等対策の推進に関する特別措置法 資料-1
2	佐久市無居住家屋等対策協議会設置要綱 資料-6
3	無居住家屋等現況調査票資料-8
	令和4年度空き家実態調査結果資料-9
5	空き家所有者等アンケート調査票 資料-13
6	令和4年度空き家所有者等アンケート結果 . 資料-18
7	佐久市特定空家等判断基準マニュアル 資料-26
8	管理不全空家指導に関する関係法令 資料-55
9	住宅・土地統計調査から見た空き家の状況資料-56

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

発令: 平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号

最終改正: 平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号

改正内容: 平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号[平成 27 年 5 月 26 日]

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住 その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に 定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを 除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪 影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の青務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家 等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるも のとする。

(基本指針)

- 第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、 基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。) を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等 に関する対策に関する基本的な方針
 - 二計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための 協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の 議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が 必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 (都道府県による援助)
- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関し この法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技 術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならな い。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等

を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもの のうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用 する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関す るものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のため に必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は 賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適 切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデ ータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ず るよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者 が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供 その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。 (特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、 立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれ ば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれ のある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)を とるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る 措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当 の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に 規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその 措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若 しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に 定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負 担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること

ができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土 交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章 (第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策 の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する 補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の 過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の 過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- [平成二七年二月政令五○号により、本文に係る部分は、平成二七・二・二六から、ただし書に係る部分は、平成二七・五・二六から施行]

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案 し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づい て所要の措置を講ずるものとする。

2 佐久市無居住家屋等対策協議会設置要綱

平成 29 年 3 月 17 日告示第 28 号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、本市における無居住家屋等(法第2条第1項に規定する「空家等」をいう。以下同じ。)の不適切な管理の増加による諸問題に対応し、関係機関と連携して各種施策の推進について協議するため、佐久市無居住家屋等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 無居住家屋等対策計画(法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」をいう。以下 同じ。)の作成に関すること。
- (2) 無居住家屋等対策計画の変更に関すること。
- (3) 無居住家屋等の利活用に関すること。
- (4) 特定無居住家屋等(法第2条第2項に規定する「特定空家等」をいう。以下同じ。) に対する認定及び措置に関すること。
- (5) 無居住家屋等及び特定無居住家屋等に関する必要な調査及び啓発活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協議会の委員及び任期)

- 第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 地域住民の代表者
- (2) 市議会の議員
- (3) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
- (4) 関係行政機関の代表者又は職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は助言を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部建築住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

無居住家屋等現況調査票 3

取扱注意

調査員氏名

資料3

地図番号 調査番号 調査日付

該当する項目に○を付ける。

1 基本項目

No	判定	調査項目	選択肢					
1	調査対象物件 1. あり				2. なし(空き地等)⇒調査終了			
2	調査実施	5状況	1. 可			2. 不可⇒調査終了		
3	調査	不可の場合:その理由	1. 公道から確認不可 2. 調査拒否		3. その他()		
4	建築物の用途		1.戸建住宅		2.店舗·事務所			3.店舗併用住宅
4			4.集合住宅・長屋		5.工場や倉庫		9.その他	

2 空家等判定

	- 秋 寸 十	JAL								
1	空	居住実態	1. あり ⇒ 調査終了				2. なし			
2	空	同一敷地内の居住実態がある別棟の 有無※独立して居住できる別棟	1. あり ⇒ 調査終了				2. なし			
3	空	表札・看板	1. あり	2. なし	3. 読めない	ありの場	合	(撮影)		
4	空	郵便受けの状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場	合 1. 正常	2. チラシ等が 散乱	3. ふさがれて いる	
5	空	電気メーターの状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場	合 1. 稼働中	2. 停止	3. 判別不可	
6	空	都市ガスメーターの状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場	合 1. 稼働中	2. 停止	3. 判別不可	
7	空	プロパンガスボンベの有無	1	. あり	•	2. なし		3. 確認	不可	
8	空	カーテン・障子・網戸の状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場	合 1. 問題なし	2. 損傷あり	3. 判別不可	
9	空	売り貸し看板の有無		1. あり	•		•	2. なし		
10	空	その他警告表示等	1. あり	2. なし		ありの場	合	(撮影)		
空き家	判定(3~10を踏まえた判断)	1. 空	き家である ⇒ ¯	下記調査に進む		2. 空き家	でない ⇒ 調査	至終了	

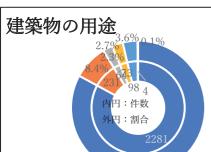
3 空家等調査

1	利	道路の幅員(公道接続) (参考:軽自動車の幅 約1.5m)	1.4m以上			2. 4m未満				3. 公道接続なし		
2	利	間口の状況	1. 2m以上						•	2. 2m未満		
3	利	道路の傾斜	1. 平均	旦~緩傾斜		2. 急傾	頁斜(10月	変程度!	以上)有		3. 階戶	
4	利	道路との高低差	1. 敷地が高い 1m以上		地が高い 1未満	3	3. 等高		4. 敷地が 1m未満			数地が低い m以上
5	利	水路介在	1. なし	2.	あり cm未満)		3. あり 1 m未満		4. あり (幅1m以)		
6	利	駐車場スペース	1. なし		台分あり		2台分あ		4. 3台分以_		5.	確認不可
7	利	下水道の種別	1. 本下	水	2. 1				3. 汲み取り式	;	4.	確認不可
8	特	ゴミの投棄、堆積の有無	1. あり	2. なし	3. 荷	在認不可	ありの	場合	1. 一部堆	 養あり	2. 5	大量に堆積あり
9	特	雑草の状況	1. あり	2. なし	3. 荷	在認不可	ありの	場合	1. 問題なし	2.	やや繁茂	3. 繁茂
10	特	立木の状況	1. あり	2. なし	3. 個	在認不可	ありの	場合	1. 問題なし	2.	隣敷地への 越境	3.倒木の危険性 あり
11	特	つる・つた植物の状況	1. あり	2. なし	3. 荷	霍認不可	ありの	場合	1. 隣接地への越境	2.建物の一部		
12	特	門の状況	1. あり	2. なし	3. 荷	在認不可	ありの	場合	1. 正常	2.	損傷あり	3. 倒壊している
13	特	塀の状況	1. あり	2. なし	3. 荷	在認不可	ありの	場合	1. 正常	2.	損傷あり	3. 倒壊している
14	特	擁壁の状況	1. あり	2. なし	3. 荷	霍認不可	ありの	場合	1. 正常	2.損傷 (影響)	あり 3.損傷あり 変高) (影響度低)	4. 倒壊している
15	特	落書きの状況	1. なし	-	2.	一部にあり			3. 全体にあり		4.	確認不可
16	特	屋根の状況	1. 正常	T.	2.	一部破損			3. 陥没あり		4.	確認不可
17	特	外壁材の状況	1. 正常	ž.	2.	一部破損		3.	腐敗または剥離	あり	4.	確認不可
18	特	建物の傾き	1. 正常	T.	2. —	部に傾きあ	Ŋ	3.	全体的に傾きる	あり	4.	確認不可
19	特	雨樋(とい)の状況	1. あり	2. なし	3. 7	在認不可	ありの	場合	1. 正常	2.	一部破損	3. 大部分が破損
20	特	窓ガラスの状況	1. あり	2. なし	3. 荷	在認不可	ありの	場合	1. 正常	2.	一部破損	3. 大部分が破損
21	特	その他破損箇所 (該当番号を記入 1.なし 2.破損あり 3.大部分が破損 4.正常5.確認不可)	1. 雨戸 6. 物置	2. カーポー 7. アンテ:		3. ベラン		_	4. 屋外階段 9. エアコン室タ		5. 看板 10. その	か他 ()
22	.,,	第三者への影響	1. あり		2. なし	,	ありの場番・コメ				<i>,</i>	
【撮影	/画像	メモ】										

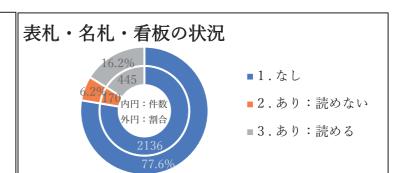
<備考欄>

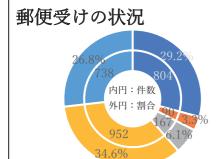
令和4年度空き家実態調査結果 4

「1. 居住実態なし」の建築物 2,751件

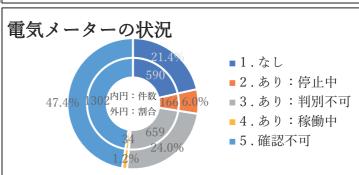


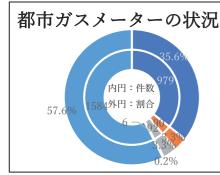
- 1. 戸建て住宅
- 2. 店舗事務所
- 3. 店舗併用住宅
- 4. 集合住宅
- 5. 工場や倉庫
- 6. その他



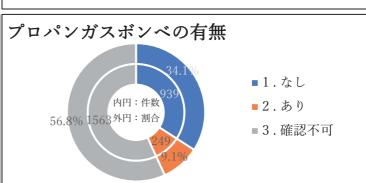


- ■1.なし
- ■2.ふさがれている
- ■3.チラシ等が散乱
- ■4.正常
- 5. 確認不可





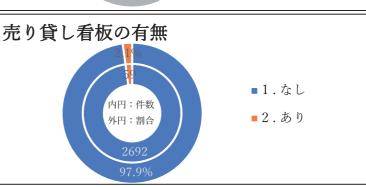
- ■1.なし
 - ■2.あり:停止中
 - ■3.あり:判別不可
 - ■4.あり:稼働中
 - 5. 確認不可



カーテン・障子・網戸の状況



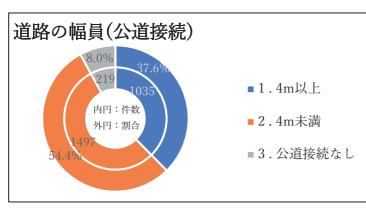
- ■1.なし
- ■2.あり:正常
- ■3.あり:損傷あり
- 4. 確認不可

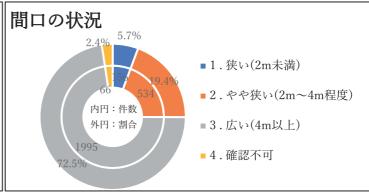


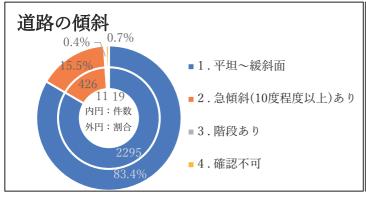
その他警告表示等

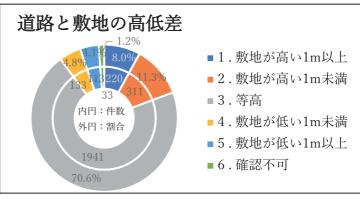


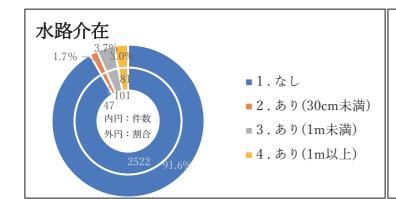
- ■1.なし
- ■2.あり

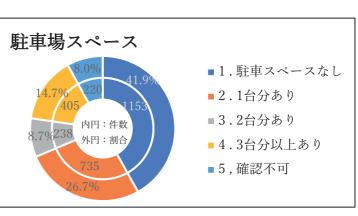


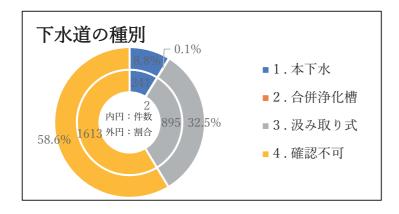


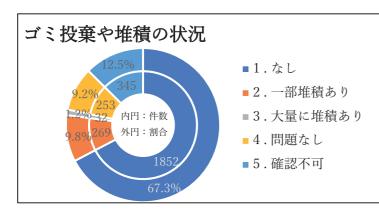


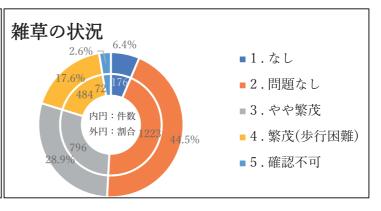


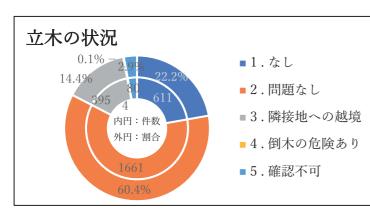


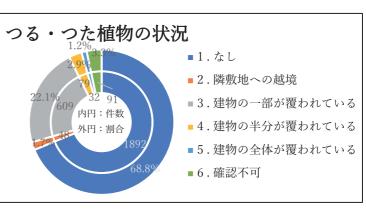


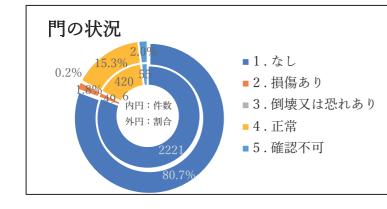


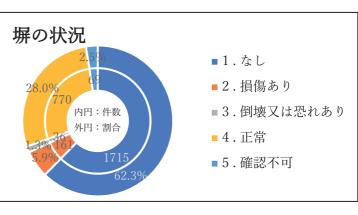


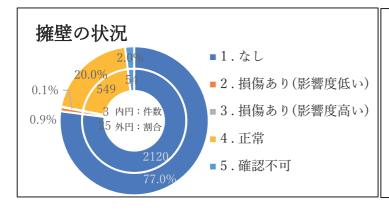


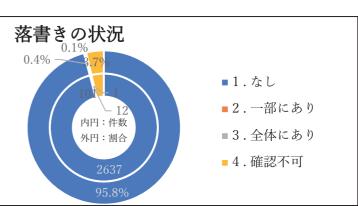




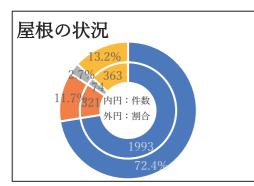








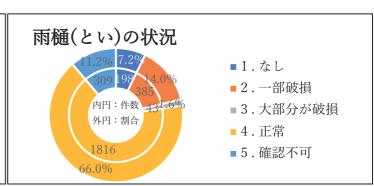
資料4

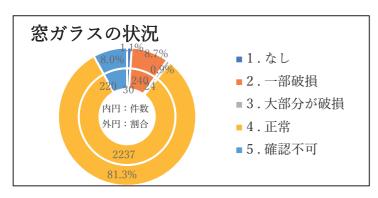


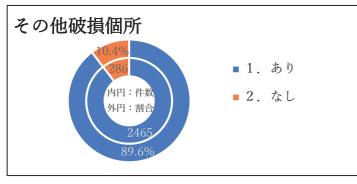
- ■1.正常
- 2. 一部破損
- ■3. 陥没あり
- 4. 確認不可

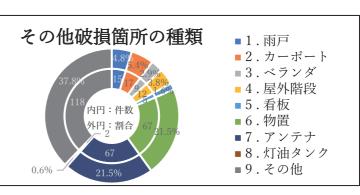


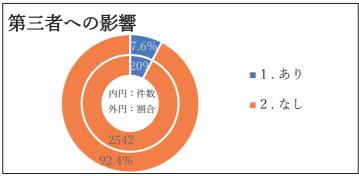
- ■1.正常
- 2. 一部破損
- ■3. 腐敗や剥離あり
- 4.確認不可











佐久市 建物ご利用実態調査アンケート

【調査票の記入について】

- (1) <u>売却や譲渡などにより、実際の所有者ではない方にも送付されている場合がございます。</u>これら の場合につきましては、大変恐縮ではございますが、問1 (1) のみご記入の上、返信用封筒に てご返信をお願いいたします。
- (2) 解答欄に番号をご記入ください。なお、()内は必要事項を記入願います。
- (3) ご記入いただきました個人情報につきましては適切に管理し、回答されました内容につきまして

. ,	は目的	外に使用す	ることはご	ざいません	<u>ん。</u>			
問1	このア	ンケートにま	答えいただ	く方につい	いて、お伺いします	ŗ		
あな	た また	は関係者が原	所有、管理し	ていると	思われる下記の建物	物についてお尋ね	します。	
住瓦	沂地:長	野県佐久市	_(例:00	町〇丁目の	<u>)–0)</u>			
(1)	上記の	D建物につい	て、最もよ	く当てはま	ミる番号を解答欄 に	記入してください	،۱ _°	
	1.	自分または	親族のもの ⁻	である				
	2.	親族以外の	ものである					
	3.	不明または	心当たりが	ない -	※ 3を回 以降の設	■答された方は <u>こ</u> 問にはお答えいた	<u>の設問で終了</u> です。 こだかなくて結構です	
						解答欄		
	問1((1) で1、	2を選択され	1た方へ。				
	対象類	建物の所有者	について、	以下、可能	能な範囲でお答えく	ださい。		
	【回名	答者(あなた	:)が <u>所有者</u>	<u>ご本人</u> の場	易合 】			
		住所	〒					
		連絡先	(TEL)					
	【回名	・ 各(あなた	:)が <u>所有者</u>	ご本人では	<u>はない</u> 場合】			
		住所	₹					
		氏名						
		連絡先	(TEL)					
		 続柄						
	【所律	有者のご年齢	i]					
	1.	2 9 歳以下		2.	30歳~44歳	3	. 45歳~59歳	
	4.	60歳~7	4歳	5.	75歳以上			
						解答欄		

(2)		、建物はとのような状態に				
	(当	てはまる番号を解答欄に記		(ださい。)		
	1.	自分または親族等が住ん	でいる			
	2.	貸している				※1~4を回答された方は <u>この設</u> <u>間で終了</u> です。以降の設問にはお
	3.	売却・譲渡済である				答えいただかなくて結構です。
	4.	解体済である				
	5.	使用していない(空き家	となって	こいる)		
	6.	1年に1、2回程度利用	している	3		※5~8を回答された方は問2
	7.	1ヶ月に1、2回程度利	用してい	いる		(1) に進んでください。
	8.	物置として利用している)			
						解答欄
問2	建物の	現状について				
(1)	建築日	時期はいつ頃ですか。(当	てはまる	る番号を解答欄に	こ記入し	してください。)
	1.	昭和45年以前			2.	昭和46年~昭和55年
	3.	昭和56年~昭和63年	:		4.	平成元年~平成10年
	5.	平成11年~平成20年	:		6.	平成21年以降
	7.	分からない				解答欄
(2)	あまり	り使用しなくなってどのくら	らい経過し	」ますか。(当て	はまる	番号を解答欄に記入してください。)
	1.	1年未満	2.	1年以上3年	未満	3. 3年以上5年未満
	4.	5年以上10年未満	5.	10年以上		6. 分からない
						解答欄
(3)	あまり	り使用していない理由は何	ですか。	(当てはまる都	番号を 角	解答欄に記入してください。)
	1.	住んでいた人が死亡した	ため			
	2.	住んでいた人が施設入所	、長期ス	(院したため		
		住んでいた人が施設入所 相続等により取得したが				
		相続等により取得したか	住む人た	がいないため	中である	るため)
	3. 4.	相続等により取得したか	住む人た	がいないため	中である	るため)
	3. 4. 5.	相続等により取得したが 相続人が決まらないため	住む人た	がいないため	中である	るため)
	3. 4. 5. 6.	相続等により取得したが 相続人が決まらないため 他所へ転居したため	住む人た (相続)	がいないため	中である	るため) 解答欄
	3. 4. 5. 6. 7.	相続等により取得したが 相続人が決まらないため 他所へ転居したため 転勤等で長期不在のため	住む人た (相続)	がいないため	中である	

問3 建物の管理について

(1)	現在の状況はどのようになっています	すか。(当てはまる番号を解答欄に	記入してください。)
	1. 補修なしですぐに入居できる	3. 軽度	の補修を行えば入居できる
	3. 相当程度の補修をしなければ	ば入居できない 4. 取り	壊しするしかない
	5. その他 ()	解答欄
(2)	管理についてどのようなことを行っ	っていますか。(複数選択可)	
	1. 家の中の掃除	2. 庭の手入れ、草刈、剪定	3. 空気の入れ替え
	4. 破損箇所の簡単な修繕	5. 仏壇等の管理	6. 何も行っていない
	7. その他 ()	(5)の設問にお進みください。
		f.	解答欄
(3)	管理はどなたが行っていますか。	(当てはまる番号を解答欄に記入	してください。)
	1. 自分もしくは家族	2. 親族	3. 近所の方
	4. 知人	5. 管理会社、不動産業者	6. 誰も管理していない
	7. その他 ()	解答欄
(4)	管理はどのくらいの割合で行っている	ますか。(当てはまる番号を解答欄	『に記入してください。)
	1. 1~2週間に1回程度	2. 月に1回程度	3. 2~3か月に1回程度
	4. 半年に1回程度	5. 1年に1回程度	6. ほとんどしていない
	7. 1度もしたことがない	f.	解答欄
(5)	管理をする(行おうとする)上で 図	困っていること、または管理でき	ない理由は何ですか。(複数選択可)
	1. 管理の手間が大変		
	2. 現住所から建物までの距離な	が遠い	
	3. 身体的、年齢的な問題		
	4. 管理の委託料が高い(管理)	こ費用がかかる)	
	5. 管理を頼める業者が見つから	うない	
	6. 空き家に付帯する田畑・山林	等の管理が大変	
	7. 困っていない	f.	译答欄
	8. その他 ()	

問4 今後の活用について

(1)	全继	建物をどの トラに さわますか	(当てはまる番号を解答欄に記入してください。	٦
(I)	ラ佐、	建物をとひみつにされまりか。	(ヨしはよる耸ちを胜台慷に記入ししください。	

1. 売りたい、売ってもよい 2. 貸したい、貸してもよい 解体後の土地をどのように活用されます か。 (一つ選択) 3. 土地を含めて無償譲渡してもよい 4. 今後も自分または家族が管理する 1. 更地のまま自分が利用 5. 将来自分または家族が住む 2. 売りたい 6. 別荘、物置などとして使用する 3. 貸したい 7. 子や孫などに活用を任せる 4. 菜園など 8. 解体したい ■ 右の設問にもご回答ください 5. 未定・予定なし 9. 予定なし 解答欄 10. その他 () 解答欄

(2) 今後の活用について困っていることはありますか。(複数選択可)

- 1. 今後利用予定がないので、どうしたらよいか分からない
- 2. 先祖代々の家であり、自分だけでは判断できない
- 3. 愛着があり他人には貸借、売却できない
- 4. 荷物や仏壇が置いたままであり、どのようにしたらよいか分からない
- 5. 敷地内に先祖の墓があり、賃貸、売却が困難である
- 6. 田畑、山林があり、賃貸、売却が困難である
- 7. 権利者関係でもめている(相続問題)
- 8. 自分以外の相続人が誰か分からない。
- 9. 売りたい・貸したいが、相手が見つからない
- 10. 貸してもいいが、住みつかれるのは不安である
- 11. 売ったり貸したりすることで知らない住民が入居し近所に迷惑をかける
- 12. 解体したいが解体費用の捻出が困難で解体できない ⇒捻出が困難な理由を下記にご記入ください。

(

- 13. 解体して更地になることで固定資産税等の特例が外れる
- 14. リフォームをしないと使用できる状態でない
- 15. 接道の問題があり、再建築できない
- 16. 相談先が分からない
- 17. 困っていない

18. その他 (
-----------	--

	,
解答欄	

(3) 今後の管理や活用にあたり、市に対してご要望があれば教えてください。(複数選択可)
(なお、必ずしも実現できるわけではありませんのでご了承ください)
1. 建物を売る・貸す場合の仲介業者の情報がほしい(不動産業者等の紹介)
2. 建物を管理してくれる業者の情報がほしい(住宅管理会社等の紹介)
3. 庭の樹木を剪定・伐採してくれる業者の情報がほしい(シルバー人材センター等の紹介)
4. 不要な家具等を処分してくれる業者の情報がほしい
5. 空き家の活用事例などの情報がほしい
6. 解体しても固定資産税を上げないでほしい
7. 建物の解体に対する補助金がほしい
8. 建物を売る・貸すための修繕や改修(リフォーム)に対する補助金がほしい
9. その他 ()
解答欄
【自由意見】
建物の利用や維持管理についての疑問、要望、その他自由なご意見をご記入ください。

以上で調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

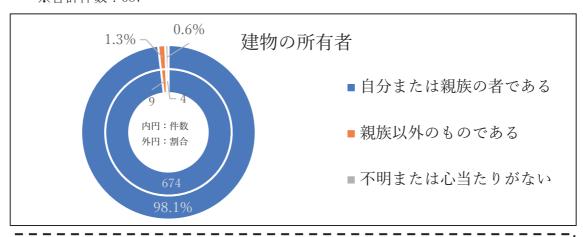
※お手数をおかけしますが、同封の返信用封筒(切手不要)により返信願います。

6 令和4年度空き家所有者等アンケート結果

回収された687件のアンケート調査結果を集計すると、以下のとおりである。

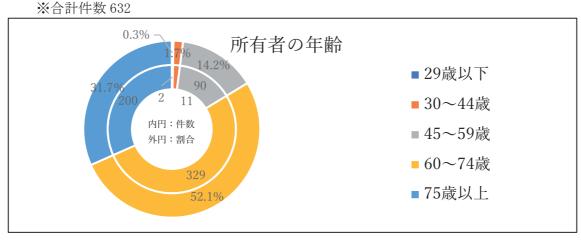
問1このアンケートにお答えいただく方について、お伺いします。

(1) 上記の建物について、最もよく当てはまる番号を解答欄に記入してください。 ※合計件数:687

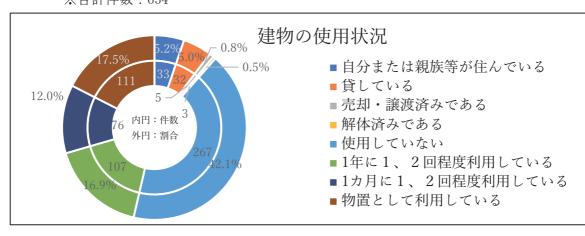


「自分または親族の者である」(674人 98.1%)、「親族以外のものである」(9人 1.3% 「不明または心当たりがない」(4人 0.6%)と続いている。

問 1 (1) で 2 を選択された方へ 【所有者のご年齢】



「60~74歳」(329人 52.1%)、,「75歳以上」(200人 31.7%)、「45~59歳」(90人 14.2%)、「30~44歳」(11人 1.7%)、「29歳以下」(2人 0.3%)と続いている。 「所有者の年齢について、8割以上が「60歳以上」となっています。 (2) 現在、建物はどのような状態になっていますか。 (当てはまる番号を回答欄に記入してください。) ※合計件数:634



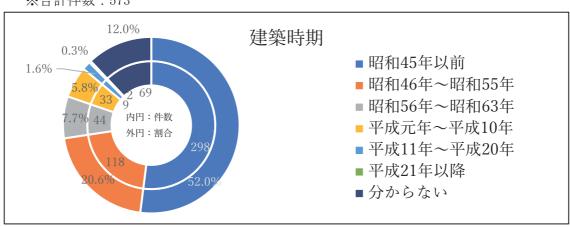
「使用していない」(267 人 42.1%)、「物置として利用している」(111 人 17.5%)、「1 年 に 1、2 回程度利用している」(107 人 16.9%)、「1 か月に 1、2 回程度利用している」(76 人 12%)と続いている。

使用していないとの回答が約4割あったが、物置利用や1年で数回利用しているなど低↓ ■利用での物件も約5割あり、今後の空き家化が懸念される。

問2 建物の現状について

(1) 建築時期はいつ頃ですか。

※合計件数:573

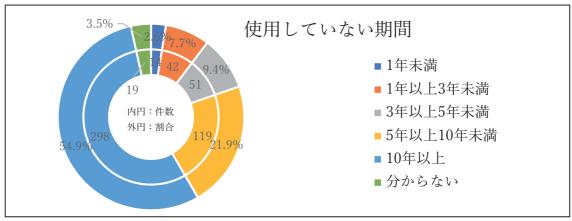


「昭和 45 年以前」(298 人 52.0%)、「昭和 46 年~昭和 55 年」(118 人 20.6%)、「昭 和 56 年~昭和 63 年」(44 人 7.7%)と続いている。

建物の建築時期について、約7割が昭和55年以前の、いわゆる旧耐震基準の建物となっています。

(2) あまり使用しなくなってどのくらい経過しますか。

※合計件数:543

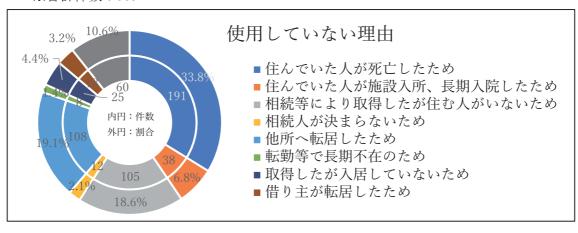


「10 年以上」(298 人 54.9%)、「5 年以上 10 年未満」(119 人 21.9%)、「3 年以上 5 年未満」(51 人 9.4%)、「1 年以上 3 年未満」(42 人 7.7%)、「1 年未満」(14 人 2.6%)と続いている。

建物を使用していない期間について、半数以上の建物が10年以上の長期にわたしって使用していない状況になっています。

(3) あまり使用していない理由は何ですか。

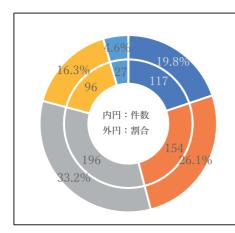
※合計件数:565



建物を使用しなくなった理由として、「住んでいた人が死亡したため」との回答 が最も多く、その他相続を契機としている「相続等により取得したが住む人がいな いため」、「相続人が決まらないため(相続人確定の手続き中であるため)」を合計 すると、約6割が相続を契機とした空き家と言えます。

- 問3 建物の管理について
- (1) 現在の状況はどのようになっていますか。

※合計件数:590



現在の建物の状況

- ■補修なしですぐに入居できる
- ■軽度の補修を行えば入居できる
- ■相当程度の補修をしなければ入居できない
- ■取り壊しするしかない
- ■その他

「相当程度の補修をしなければ入居できない」(196人 33.2%)、「軽度の補修を行えば入居できる」(154人 26.1%)、「補修なしですぐに入居できる」(117人 19.8%)、「取り壊しするしかない」(96人 16.3%)と続いている。

約6割が補修しなければ入居できない状況になっています。

(2) 管理についてどのようなことを行っていますか ※合計件数:1319



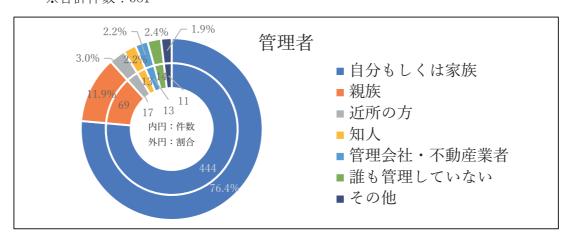
管理内容

- ■家の中の掃除
- ■庭の手入れ、草刈、剪定
- ■空気の入れ替え
- ■破損個所の簡単な修繕
- ■仏壇等の管理
- ■何も行っていない
- ■その他

「庭の手入れ、草刈、剪定」(430 人 32.6%)、「空気の入れ替え」(269 人 20.4%)、「家の中の掃除」(260 人 19.7%)、「破損個所の簡単な修繕」(133 人 10.1%)、「何も行っていない」(105 人 8.0%)と続いている。

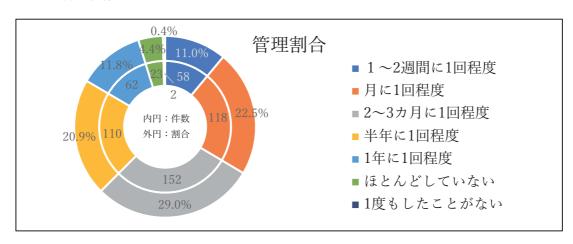
何も行っていない物件については、特定空家等化が懸念されることから注視が必要で**」**ある。

(3) 管理はどなたが行っていますか。 ※合計件数:581



「自分もしくは家族」(444人 76.4%)、「親族」(69人 11.9%)、「近所の方」(17人 3.0%)、「誰も管理していない」(14人 2.4%)と続いている。

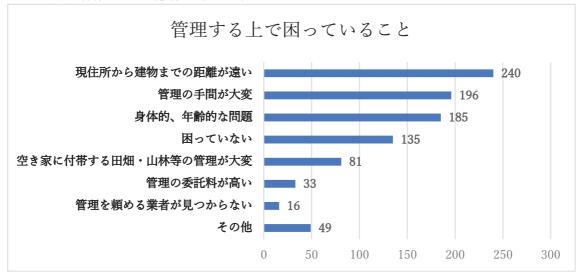
(4) 管理はどのくらいの割合で行っていますか。※合計件数:525



「2~3ヵ月に1回程度」(152人 29.0%)、「月に1回程度」(118人 22.5%)、「半年 に1回程度」(110人 20.9%)、「1年に1回程度」(62人 11.8%)、「1~2週間に1回程 度」(58人 11.0%)と続いている。

1年に1回程度以下の管理頻度の物件が約15%あり、これらの物件については管理 程度の注視が必要である。 (5) 管理をする(行おうとする)上で困っていること、または管理できない理由は何ですか。

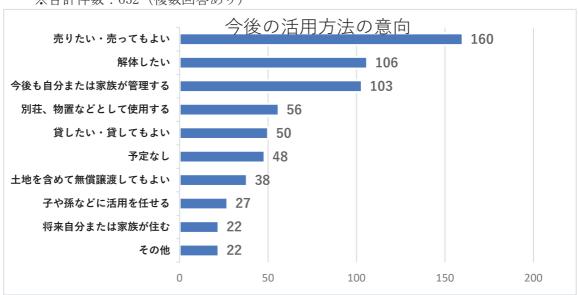
※合計件数:935 (複数回答あり)



「現住所から建物までの距離が遠い」(240人 25.7%)、「管理の手間が大変」(196人 21%)、「身体的、年齢的な問題」(185人 19.8%)、「困っていない」(135人 14.4%)、「空き家に付帯する田畑・山林等の管理が大変」(81人 8.7%)と続いている。

問4 今後の活用について

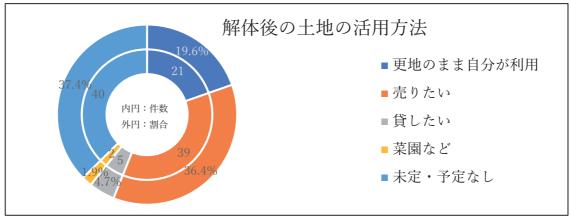
(1) 今後、建物をどのようにされますか。 ※合計件数:632(複数回答あり)



「売りたい・売ってもよい」(160人 25.3%)、「解体したい」(106人 16.8%)、「今後 も自分または家族が管理する」(103人 16.3%)、「別荘、物置などとして使用する」 (56人 8.9%)、「貸したい・貸してもよい」(50人 7.9%)と続いている。

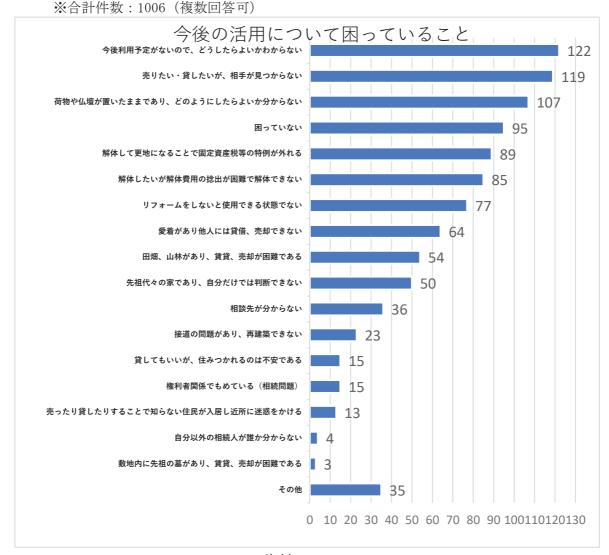
■ 今後の活用方法の意向について、「売る」・「貸す」に前向きな回答が約3割ありま■ したが、「解体したい」とする回答も約2割ありました。

問 4 (1)で「解体したい」とお答え頂いた方は解体後の土地をどのように活用されますか。%合計件数: 107



「未定・予定なし」(40人 37.4%)、「売りたい」(39人 36.4%)、「更地のまま自分が利用」(21人 19.6%)、「貸したい」(5人 4.7%)、「菜園など」(2人 1.9%)と続いている。

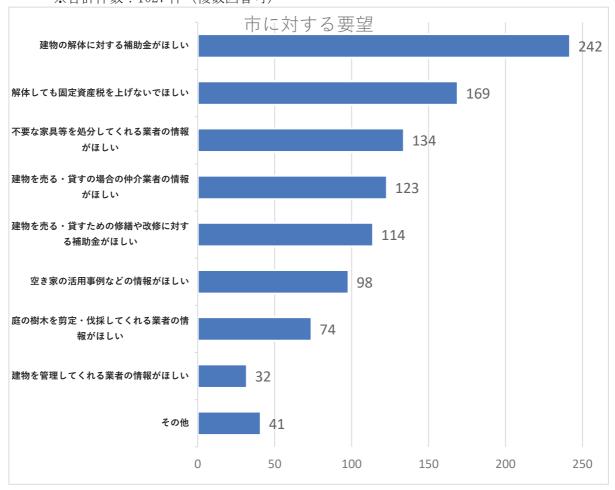
(2) 今後の活用について困っていることはありますか。



資料-24

■ 今後の活用について困っていることでは、「今後利用予定がないので、どうしたらよい かわからない」との回答が約1割ありました。また、「売買や賃貸の相手が見つからない」 との回答が約1割ありました。

(3) 今後の管理や活用にあたり、市に対してご要望があれば教えてください。 ※合計件数:1027件(複数回答可)



■ 市に対する要望について、「建物の解体に対する補助金がほしい」「解体しても固定資産 ■ 税を上げないでほしい」「建物を売る・貸すための修繕や改修に対する補助金がほしい」 ■ と金銭的なサポートを希望する回答が約5割ありました。

■ また、「建物の売買業者や管理業者等の情報がほしい」、「空き家の活用事例などの情報 ■ がほしい」という情報を要望する回答が約4割ありました。

佐久市 特定空家等判断基準マニュアル



【第2版 令和4年12月改訂】

<佐久市特定空家等判断基準マニュアル 目次>

1	前提要件	28
	(1) 概要	28
	① 目的	28
	② 適用範囲	28
	(2) 本書の目的等	28
	① 本書の目的	28
	② 用語の定義	28
	(3) 本書の改定	29
2	特定空家等判断の流れ	30
	(1) 特定空家等指定までの流れ	30
3	調査、判定要領	34
	(1) 調査携帯物	34
	(2) 1次調査票記載要領	35
	(3) 2次調査票記載要領	38
	①「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」判定基準	39
	②「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」判定基準	42
	③「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」判定	基準42
	④「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」	判定基準 45
	(4) 追加調査記載要領	47
	① 調査方法	47
	② 判定基準	47
4	参考	48
	(1)用語等の解説	48
	(2)擁壁の種類	49
	(3)擁壁の変状	50
	(4) 長野県内に生息する野生動物	52

【資料編】

- ·調査票様式(1次調査票(無居住家屋等現況調査票、不良度判定基準)、2次調査票
- ・調査票記入例
- ・空き家対策受付簿様式

<改訂履歴>

版数	発行年月	改定内容
第1版	平成 30 年 3 月	初版
第2版	令和 4 年 12 月	2ページ(2)本書の目的等 ②用語の定義変更 「空家等」「特定空家等」について法に基づく表現に変更。 「特定空家等予備軍」⇒「特定空家等候補」 1次調査を机上調査から現地調査に変更。 2次調査に進むための2つの要件(「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)記載)を追加。 「不良度ランク」「空き家カルテ」の定義を追加。

- 4ページ(1)特定空家等指定までの流れのフロー図を変更
- ・1次調査を行う空家等を把握するための「現地調査を要する空家等」 を追加。
- ・1次調査、2次調査の調査手法を変更。
- ・2次調査に進む2つの要件を追加。
- ・特定空家等候補について、「所有者等に適切管理を依頼する」内容を 追加。
- ・協議会での特定空家等、候補を「報告」することから「協議」に変更。

5ページ 【1次調査】無居住家屋等現況調査票を最新のものに変更 【不良度判定基準基準】を追加

7ページ(2)特定空家等指定後の流れのフロー図を変更

- ・各フローに関連する条文を追加。
- ・略式代執行を追加。

9~11ページ(2)1次調査票記載要領

・1次調査票が変更されたため、記載要領も併せて変更。

1 前提要件

(1) 概要

① 目的

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」(以下、「空家特措法」という。)、に基づく特定空家等の判断にあたり、明確かつ具体的な判断基準による倒壊の危険等を検討し、特定空家等の所有者に対し改善依頼、指導、命令、勧告を行っていくことにより、佐久市民の生活の安全・安心を守ることを目的とする。

② 適用範囲

本判定基準は、佐久市内の空家等に適用する。対象物によって、項目内容に該当しないものが存在した場合には、その項目を対象外として採点から外すものとする。

(2) 本書の目的等

① 本書の目的

「佐久市特定空家等判断基準マニュアル」(以下、「本書」という。)は、調査や判定における一定の判断基準を示すものであり、現地調査や判定の実施においては、必ず本書に準拠するものとする。よって、調査員及び判定者は、調査等の事前に本書内容を理解、把握しなければならない。

② 用語の定義

本書に記載される主な用語について以下のとおり定義する。

> 空家等

空家特措法第2条第1項に規定する空家等をいう。

▶ 特定空家等

空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

→ 特定空家等候補

空家特措法として特定空家等の指定は行わないが、状態としては良好とは言えず経過観察 を要する空家等とする。なお、特定空家等との指定にまでは至らないが、安全であるとの 判断はない。

▶ 1次調査

現地にて職員が状態を確認しながら行うもの。

▶ 2次調査

1次調査結果により「周辺の建築物や通行人に対し悪影響をもたらすおそれがある場合」「危険等について切迫性が高い場合」であると認められる場合に、現地にて職員が詳細な状態を確認しながら行うもの。

▶ 追加調査

2次調査結果により、判断が困難であった空家等に対して、所有者に通知を送付し敷地内 に立ち入って行う調査。

> ランク

特定空家等・特定空家等候補・空家等の3段階のこと。

▶ 不良度ランク

不良度判定基準に基づき調査した空家等の不良度を示すランク(A~Dの4ランクあり)

- A…管理に特段の問題がなく、現況のまま利用可能
- B…管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
- C…倒壊の可能性は少ないが、現況のままの利用は困難
- D…倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能

▶ 空き家カルテ

GIS(佐久市統合型地理情報システム)に掲載した市内の空き家情報

▶ 協議会

佐久市無居住家屋等対策協議会のこと。市長を会長とした、空き家に対する有識者、市民 及び関係部署の代表で構成される。年数会程度、開催の予定となる。

▶ 庁内会議

佐久市無居住家屋等対策庁内会議のこと。空家等対策に係る実務者会議、並びに協議会で の議題及び内容等を検討する。

(3) 本書の改定

実際の特定空家等の調査や判断を通して、本書の妥当性を検証し、不備や不足がある場合には改定を行うものとするが、過去実施の判定結果との整合性を考慮した上で行わなければならない。

改定に際しては、協議会の意見聴取を行わなければならないものとし、改定履歴を追加するとと もに、改定版数を表紙に明記するものとする。(必要に応じて、庁内会議の意見聴取も行う)

なお、本書における「改定」の定義は、内容の「見直し、追加、削除」を行う場合であるものとし、文言の補足や簡略化、誤字・脱字や体裁の修正(いわゆる「改訂」)は含まないものとする。

2 特定空家等判断の流れ

(1) 特定空家等指定までの流れ

現地調査を要する空家等

「令和4年度佐久市無居住家屋等対策計画策定業務」で実施した現地調査で報告された空家等及び市民等からの苦情・情報提供等により報告された空家等



1次調査

無居住家屋等現況調査票、不良度判定基準を基に現地調査 (「令和4年度佐久市無居住家屋等対策計画策定業務」で現地調査済 のものは空き家カルテを基に現地調査)

周辺の建築物や通行人に対し悪影響をもたらす おそれがある場合 危険等について切迫性が高い場合

2次調査

2次調査票に基づき詳細な現地調査を行う。必要に応じて、建築技師、 庁内会議構成課の職員に同行を依頼。 場合

2次調査をしない

特定空家指定のボーダーライン(①:50%、②~④:70%)以上に、①~④の1つ以上が該当する場合。

く特定空家等>

調査後に現地調査時の写真と ともに、必要に応じて庁内会議 で指定について検討。最終的 に建築住宅課で指定候補を決 める。

<特定空家等候補>

総合判定結果

特定空家指定のボーダーラインぎりぎり(ボーダーからマイナス 5%)に、①~④の 1 つ以上が該当する場合。

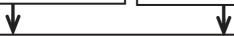
所有者等に適切管理を依頼 する。

位置の把握及び定期的に状態の確認を行うとともに、所有者等に適切管理を依頼する。 状況により、追加調査を行う。

<空家等>

ボーダーラインぎりぎり(ボーダーからマイナス 5%)に、①~ ④の 1 つも該当なしの場合。 空き家カルテに登録。

所有者等に適切管理を依頼するほか、情報提供同意書の送付先等の把握に活用し、空家等の流通、除却等を促進す



協議会にて特定空家等・特定空家等候補指定の協議。



所有者に対して特定空家等 に指定された旨を通知する。

資料-30

【1次調査】

1次調査は、担当職員が現地調査を要する空家等を、無居住家屋等現況調査票に基づき行う。「令和4年度佐久市無居住家屋等対策計画策定業務」で調査済のものは、空き家カルテを基に調査を行う。

この段階で、「周辺の建築物や通行人に対し悪影響をもたらすおそれがある場合」「危険等について切迫性が高い場合」と判断される時には、2次調査を行うこととする。

あわせて、不良度判定基準に基づき調査行い、不良度ランクを判定する。

地区	(番号		調査番号				1	調査日付		
		に○を付ける。								
	基本項目									
No	判定						選択肢			
1	調査対			1. あり	1				(空き地等) ⇒算	
2	調査実施	10 9 1.9 0		1. 可					不可⇒調査終了	
3	JR3	直不可の場合:その理由	1. 公道から		2.	调查拒否		その他 ()
4	建築物	の用途		可建住宅 住宅・長屋			 た舗・事務所 工場や倉庫 			#用住宅
2 3	空家等半	柳定								
1	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	居住実施		1. あり ⇒ :	団本終了				2. なし	
2	空	同一敷地内の居住実態がある別棟 の有無※独立して居住できる別棟				調査対象	物件の管理形	跡あり ⇒ 調	直終了	2. なし
3	空	表札・看板	1. あり	2. trL	3 58	めない	ありの場合	40 - M	(編集)	
4	空	表化・有似 郵便受けの状況	1, 59	2. &L	3. 66	_	ありの場合	1, 正常	2. チラシ等が	3. ふさがれつ
5	空	常気メーターの状況	1, 50	2, 4L		認不可	ありの場合	1. 北赤	散乱 2、停止	いる 3、利別不可
6	空	都市ガスメーターの状況	1. 50	2. 4L		認不可	ありの場合	1. 稼働中	2. 停止	3. 判別不可
7	空	プロパンガスボンベの有無		. al	3. 19	~1.9	2. trl	A. TOTALT		27. 刊初119
8	空	カーテン・障子・網戸の状況	1, 59	2, なL	3. 確	認不可	ありの場合	1. 問題なし	2. 損傷あり	-MU 1 2
9	空	売り貸し看板の有無		1, 85					2, なL	1
10	空	その他警告表示等	1, 59	2. なし	1		ありの場合		(撮影)	
記さる	マ判定 ((3~10を踏まえた判断)	1. 空き	*家である ⇒	下記調査	に進む		2. 空き等	尺でない ⇒ 算	直終了
	空家等記									
1	利	道路の幅員(公道接続)	1	4m以上			2, 4m未満		3 公司	接続なし
2	利	(参考:軽白動車の幅約1.5m)								
3	利利	間口の状況 道路の傾斜	1 0	1, 2m以 坦~緩傾斜	2, 急傾斜 (10)		41 /10/8F69 /8F	N L) ±	2, 2m未満	階段有
4		道路との高低差	1. 敷地が高い		hacer:			4. 敷地が低		敷地が低い
4	利	道路との高信差	1m以上	1m3	ま満 表満 あり 3, 等高			1m未満 4. あり		1m以上
5	利	水路介在	1. なし	(4編30cm			. めり L m未満)	(幅1m以上)	
6	利	駐車場スペース	1. なし	2.1台			2台分あり	4. 3台分以上		. 確認不可
7	利	下水道の種別	1. 本7	F/k	2. 🕾	併浄化槽		3. 汲み取り式	4	. 確認不可
8	特	ゴミの投棄、堆積の有無	1. 59	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. 一部堆板	責あり 2.	大量に堆積あり
9	特	雑草の状況	1. あり	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. 問題なし	2. やや繁茂	
10	特	立木の状況	1. あり	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. 問題なし	2.廃敷地への atie	3.倒木の危険!
11	特	つる・つた植物の状況	1. あり	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. 隣接地への結構 ^{2.3}	度物の一部が復 3.建物の われている われ	2年分が後 4.建物会体が復 ている れている
12	特	門の状況	1. 59	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. 正常	2. 損傷あり	3. 倒壊してい
13	特	塀の状況	1. 59	2. なし	3. 碗	認不可	ありの場合	1. 正常	2. 損傷あり	5
14	特	擁壁の状況	1. あり	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. 正常	2.損保あり 1.損保あ (影響皮高) (影響皮	, 4. 倒壊してい 10 る
15	特	落書きの状況	1. 4	L	2	部にあり		3. 全体にあり	4	,確認不可
16	特	屋根の状況	1. E			一部破損		3. 陥没あり		,確認不可
17	特	外壁材の状況	1. E			一部破損		腐敗または剥離る		,確認不可
18	特	建物の傾き	1. E			に傾きあ		全体的に傾きあ		
19	特	雨樋(とい)の状況	1. あり	2. なし		認不可	ありの場合	1. 正常	2. 一部被損	-1 70077 - 00
20	特	窓ガラスの状況	1. あり	2. なし	3. 確	認不可	ありの場合	1. E%	2. 一部被損	3. 大部分が破り
21	特	その他破損箇所 (該当番号を記入 1.なし 2.破損あ	1. 雨戸	2. カーボー	H	3. ベラ:	14	4. 屋外階段	5. 看板	
		り 3.大部分が破損 4.正常 5.確認不 可)	6.物置	7. アンテナ		8. 灯油分	2>0	9. エアコン室外	10,	その他 ()
22	特	第三者への影響	1. あり		2. なし		ありの場合 (項番・コメ ント)			
【揚り	影画像	メモ】								
		1								
<備す					+ = -	_		2 8-1		
-	同查最終:	判定 周辺の建築物や通行人等 危険等について切迫性が		らすおそれが	めるか否	か	1.a0 1.b0	2.なし	判定者	60

【無居住家屋等現況調査票】

不良度判定基準

評点項目	評点内容	評点	評点項目	評点内容	評点	評点項目	評点内容	評点
	1.なし	0		1.なし	0	8.灯油タンクの状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20		2.破損あり	5		2.破損あり	5
①門の状況	3.倒壊している	30	1.雨戸	3.大部分が破損	10		3.大部分が破損	10
	4.正常	0		4.正常	0		4.正常	0
	5.確認不可	0		5.確認不可	0		5.確認不可	0
	1.なし	0		1.なし	0	9.エアコン室外機の状況	1.なし	0
	2.損傷あり	20		2.破損あり	5		2.破損あり	5
②塀の状況	3.倒壊している	30	2.カーボート	3.大部分が破損	10		3.大部分が破損	10
	4.正常	0		4.正常	0		4.正常	0
	5.確認不可	0		5.確認不可	0		5.確認不可	0
	1.なし	0		1.なし	0	10.その他危険な構造物1	1.なし	0
③擁壁の状況	2.損傷あり (影響度低)	20		2.破損あり	5		2.破損あり	5
※倒壊した際に家屋が傾く	3.損傷あり (影響度高)	70	3.ベランダの状況	3.大部分が破損	10		3.大部分が破損	10
恐れ、または隣地に崩れ落 ちる可能性がある場合は	4.倒壊している	100		4.正常	0		4.正常	0
	5.正常	0		5.確認不可	0		5.確認不可	0
	6.確認不可	0		1.なし	0	11.その他危険な構造物2	1.なし	0
	1.なし	0		2.破損あり	5		2.破損あり	5
①屋根材の状況	2.損傷あり	20	4.屋外階段の状況	3.大部分が破損	10		3.大部分が破損	10
①座板付り4人元	3.倒壊している	100		4.正常	0		4.正常	0
	4.確認不可	0		5.確認不可	0		5.確認不可	0
	1.なし	0		1.なし	0	12.ゴミ投棄や堆積の状況	1.なし	0
②外壁材の状況	2.一部損傷あり	20		2.破損あり	5		2.一部堆積あり	5
②外壁材の状況	3.腐敗や剥離あり	50	5.看板の状況	3.大部分が破損	10		3.大量に堆積あり	10
	4.確認不可	0		4.正常	0		4.確認不可	0
	1.なし	0		5.確認不可	0	13.雑草	1.問題なし	0
③建物の傾き	2.一部傾きあり	100		1.なし	0		2.やや繁茂	0
③建物の供き	3.全体に傾きあり	100		2.破損あり	5		3.繁茂	10
	4.確認不可	0	6.物置の状況	3.大部分が破損	10	14.立木	1.問題なし	0
	1.なし	0		4.正常	0		2.隣接地への越境	10
	2.破損あり	10		5.確認不可	0		3.倒木の危険性有	50
④雨樋の状況	3.大部分が破損	20		1.なし	0	15.つる・つた植物	1.なし	0
	4.正常	0		2.破損あり	5		2、関策地への起席	10
	5.確認不可	0	7.アンテナの状況	3.大部分が破損	10		3.建物の一部が覆われている	10
	1.なし	0		4.正常	0		4.建物の半分が覆われている	30
	2.破損あり	10		5.確認不可	0		5.建物全体が覆われている	50
⑤窓ガラスの状況	3.大部分が破損	50		•			•	
	4.正常	0						
	5.確認不可	0						

ランク	点数	最小值	判定内容
D	100点以上	100	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能
С	50~99点	50	倒壊の可能性は少ないが、現況のままの利用は困難
В	1~49点	1	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
А	0点	0	管理に特段の問題がなく、現況のまま利用可能

【不良度判定基準】

【2次調査】

2次調査は、必要に応じて建築技師や関係部署の職員に同行を依頼し、2次調査票に基づき詳細な状態を調査する。この調査について、敷地内への立ち入りは原則行わず、接道等からの外観調査とする。

「2次調査票」に従い、①~④までの各項目で判断し、 判断が困難な場合には写真撮影を行い、課内で検討する こととする。項目内容によっては、対象物がないものも あることが予想されるため(例:看板、バルコニー等)、 調査項目がない場合には減点する。

用查回数	* .	2次調査票	調査日時	年 月 日 時 分	調査者名	
D倒被等	等者しく保安上危険と	なるおそれのある状態			管理番号	
項目	箇所	内容	影響度 低 (×0)	影響度 中 (×0.5)	影響度 高 (×1)	評価点
	基礎	基礎に不同沈下がある (50)	不同沈下なし	不同沈下あり	不同沈下があり、損傷もある	
	88140	基礎が破損又は変形している (50)	破損等なし	ひび割れがある	ひび割れがあり、鉄筋が露出して いる	
	土台	土台に破損又は変形がある (30)	破損等なし	一部破損がある	大きな破損等がある	
	基礎及び土台	土台と基礎にずれがある (30)	ずれなし	-	ずれがある	
	#	破損している (50)	破損等なし	一部破損している	着しく破損している	
建築物	杜	傾斜している (50)	傾斜なし	-	傾斜している	
建架物	屋模	屋根の腐朽・破損等がある (50)	腐朽等なし	一部案朽等がある	腐朽等により屋根が崩落している	
	ひさし又は軒	腐朽・破損等がある (10)	腐朽等なし	-	腐朽等がある	
	外壁	剥離・腐朽・破損等がある (30)	刺離等なし	一部剥離等がある	大きな刺離等がある	
	看板・鈴道設備・浄化槽	破損・脱落・転倒の状態がある (10)	破損等なし	着板等の支柱部分に一部破損が みられる	支柱等の破損により脱落、転倒し ている	
	屋外階段・バルコニー	破損・腐朽がある (10)	破損等なし	破損部分が小さく修理可能	破損部分が大きく大規模改修が 必要	
	門・辮	旗朽・破損等がある (50)	腐朽等なし	腐朽等はあるが倒れていない	度朽等によって倒壊、崩落状態 がある	
接壁	80	クラックがある (30)	クラックはない	クラックは小さいもしくは少数確認 できる	クラックが大きいもしくは複数確 間できる	
州里	82	はらんできている (50)	問題なし	-	はらんできている又は豊直になっ てきている	
		隣接地への影響 (50)	45°>建物	-	45°<建物	
		接道への影響 (50)	45°>建物	-	45' <建物	
その他	土砂災害警戒	区域 (イエローゾーン) にある (30)	区域外	-	区域内	
		耐震基準の新旧 (30)	S56 \$1,88	-	S56以前もしくはわからない	
	近隣からの苦	情が市役所に寄せられている (50)	-	86		
		判定結果			評価点合計	
	特記事項				判定基準点	
	1986-959	I			特定空家等判定 (%)	

【2 次調査票-①倒壊等…】

* =	2次開金票	調査日時	年月	다 하	9 調査者名	
	総合判定結果		•		管理器号	
		_				
①倒壊等者し	〈保安上危険となるおそれのある状態		②そのまま放! 部	正すれば 番	しく衛生上有害となる	おそれのある状
96	/			96	/	
	,				,	
		_				
(適切な管理が行われる状態	われていないことにより苦しく景観を損なって		④その他周辺 適切である状態	の生活理5 B	の保全を図るために	放置することが不
		1				
96	/			96	/	
	,				,	
		-				
		その他特記事項				
			111127		2 0 3 0	A 0 MH4
			特定空家		特定空家子撰軍	928
			判定者:		検査・承認:	2

【総合判定結果】

特定空家等の判断基準とするボーダーラインについては、①は50%、②~④は70%とする。判断ランクは、「特定空家等」「特定空家等候補」「空家等」の3ランクに区分する。

【追加調査】

特定空家等候補の中で、①についてはボーダーラインより5%下の点数(45%)までは、必要に応じて追加調査(立ち入り調査)を行う。立ち入り調査を行うため、法律に基づき所有者へ通知を行う。追加調査により庁内で検討し、特定空家等に指定する場合もある。

【総合判定結果】

通知送付日 年 月 日	年	時 分 指定調査日 月 月 日	
項目	内容	基準値	状態
基礎	クラックがある(w=幅)	0.5mm < w	m
泰锭	クラックがある(d=深さ)	20mm < d	m
柱	傾斜している(s=傾斜)	1/20 <s< td=""><td></td></s<>	
壁	クラックがある(w=幅)	0.6mm < w	m
	特記事項		

【追加調査票】

(2) 特定空家等指定後の流れ 過失がなく所有者等を確知することができない場合 特定空家等の指定 助言又は指導(第14条第1項関係) ・ 当該助言又は指導の内容及びその事由 ・当該助言又は指導の責任者 を記載した通知を送付。 勧告の協議 改善のための期間が過ぎた 場合には勧告を行う。 勧告を行うと住宅用地の特 例が解除されてしまうため、 事前に税務課と協議を行う。 勧告(第14条第2項関係) ・当該勧告に係る措置の内容及びその事由 当該勧告の責任者 ・改善のための相当の猶予期限 略式代執行の協議 確知できた所有者等に 住宅用地の特例の解除 代執行にかかる費用に 措置を講ずる権限がない を記載した通知を送付。 ついて、事前に財政課 と協議を行う。 意見書等の提出の機会(第14条第4項~第8項関係) ・命じようとする措置の内容及びその事由 意見書の提出先 ・ 意見書の提出期限 を記載した事前通知を送付。 公開による所有者等からの意見の聴取 命令(第14条第3項関係) 意見書の提出がない場合、意見聴取の請 求がなかった場合、当該命令措置が不当 でないと認められた場合に当該措置を命 行政代執行の協議 令する。 代執行にかかる費用につ いて、回収も含め、事前に 財政課と協議を行う。 略式代執行(第14条第10条関係) 行政代執行(第14条第9条関係) 助言・指導、勧告または命令の内容を 所有者に代わり、命令の内容を自ら実 自ら実行する。 行する。

資料-33

3 調査、判定要領

(1) 調査携帯物

現地調査において、下記に示すものの携帯を必須とする。

● 調査用地図

調査対象家屋と周辺家屋や接道等の状況が分かる図面。

なお、当日の調査に必要最低限の図面を携帯するものとし、紛失に十分注意すること。

● 調査票

規定された調査票の白紙を携帯すること。調査時は調査番号(調査番号がないものは付番)を記載することで識別するものとし、所在(住所)の記載は行わないこと。(万が一、紛失した際のリスク回避策として。)

なお、記入済みの調査票は、調査後にデータ等入力済みであっても、紙原本を保 管しておくこと。

● 筆記用具

悪天候等を考慮し、耐水性の筆記具が推奨される。可能であれば、2種類以上を 携帯すること。

● デジタルカメラ

撮影後での整理の間違いを回避する為に、GPS機能付きデジタルカメラを推奨とする。充電やメモリ空き容量は調査事前に確認すること。なお、カメラでの撮影は必要最低限度で行うこと。

● 名札(身分証)

市が発行する身分証明書を携帯するとともに、市作成の名札を身に着けること。

● 空家対策受付簿

近隣住民から空き家の相談を受けた場合には、その場で聞き取りが可能な範囲で受付簿に記載すること。

デジタル水平器・スケール(追加調査時のみ)

2次調査の結果により、判断が困難であった空家等に対して、所有者に通知を送付し敷地内に立ち入って追加調査を行う場合があるが、クラック幅や柱傾斜の測定に使用する。

(2) 1次調査票記載要領

無居住家屋等現況調査票

1 基本項目

No	判定	調査項目	選択肢						
1	調査対	象物件	1. by			2. なし(空き地等)⇒調査終了			
2	調査実	施状況	1. 可			2. 不可⇒調査終了			
3	調	査不可の場合:その理由	1. 公道から確認不可 2. 調査拒否		3. その他()			
1	4 建築物の用途		1.戸建住宅		2.店舗·事務所			3.店舗併用住宅	
4	建架彻	が用迹	4.集合住宅・長屋		5.工場や倉庫		9.その他		

「1 基本項目」では、調査対象物件の有無、調査実施の可否、建築物の用途を確認する。 調査が不可の場合はその理由を記載する。

2 空家等判定

1	空	居住実態		1. あり ⇒ 調	查終了		2. なし			
2	空	同一敷地内の居住実態がある別棟 の有無※独立して居住できる別棟	1.	1. あり 別棟居住者による、調査対象物件の管理形跡あり ⇒ 調査終了						
3	空	表札・看板	1. あり	1. あり 2. なし 3. 読めない ありの場合 (撮影)						
4	空	郵便受けの状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場合	1. 正常	2. チラシ等が 散乱	3. ふさがれて いる	
5	空	電気メーターの状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場合	1. 稼働中	2. 停止	3. 判別不可	
6	空	都市ガスメーターの状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場合	1. 稼働中	2. 停止	3. 判別不可	
7	空	プロパンガスボンベの有無	1	. あり		2. なし		3. 確認	不可	
8	空	カーテン・障子・網戸の状況	1. あり	2. なし	3. 確認不可	ありの場合	1. 問題なし	2. 損傷あり	3. 判別不可	
9	空	売り貸し看板の有無	1. あり				2. なし			
10	空	その他警告表示等	1. あり 2. なし ありの場合 (撮影)							
空き家	判定((3~10を踏まえた判断)	1. 空	き家である ⇒ ¯	下記調査に進む		2. 空き家	でない ⇒ 調査	終了	

「2 空家等判定」では、項目 1・2で居住実態、同一敷地内の居住実態がある別棟の有無を確認し、居住実態ありまたは別棟居住者による調査対象物件の管理形跡がある場合は「調査終了」とする。

項目 No. $3 \sim 1$ O では、郵便受けの状況や電気メーターの状況等、空家等か判断するための項目を順番に確認し、必要に応じてその状況を撮影する。項目 No. $3 \sim 1$ O を踏まえて空家等かの判定を行う。

「1 空き家である」と判定された家屋について、「3 空家等調査」に進む。

3 空家等調査

4	e 11		I .						1.50			- 0.000	
1	利	(参考:軽自動車の幅 約1.5m)	1.	4m以上				2. 4	m未満			3. 公道接	続なし
2	利	間口の状況		1.	2m以上						2. 2m未満		
3	利	道路の傾斜		坦~緩傾斜			2. 急倾	斜(10	度程度.	以上) 有		3. 階戶	
4	利	道路との高低差	1. 敷地が高い		. 敷地が		3	. 等高		4. 敷地が低	ſ,		敗地が低い
5	利	水路介在	1 加以上	+	1m未満 2. あり		3	. <i>あり</i>		1m未満 4.あり		1	m以上
Ŭ	.,,	7 - 1171 1111	1. なし		幅30㎝未	,		1 m未満		(幅1m以上)			
6	利	駐車場スペース	1. なし	2	. 1台分	あり	3.	2台分あ	ij	4.3台分以上は	あり	5.	確認不可
7	利	下水道の種別	1. 本7	下水			併浄化槽			3. 汲み取り式		4.	確認不可
8	特	ゴミの投棄、堆積の有無	1. あり	2. な	i L	3. 確	認不可	ありの	り場合	1. 一部堆積	ほあり	2. 7	大量に堆積あり
9	特	雑草の状況	1. あり	2. な	iL	3. 確	認不可	ありの	場合	1. 問題なし	1	. やや繁茂	3. 繁茂
10	特	立木の状況	1. あり	2. な	i L	3. 確	認不可	ありの	り場合	1. 問題なし	2	.隣敷地への 越境	3.倒木の危険性 あり
11	特	つる・つた植物の状況	1. あり	2. な	iL	3. 確	認不可	ありの	場合		監物の一戸 われてい		
12	特	門の状況	1. あり	2. な	:L	3. 確	認不可	ありの	り場合	1. 正常	2	. 損傷あり	3. 倒壊している
13	特	塀の状況	1. あり	2. な	i L	3. 確	認不可	ありの	場合	1. 正常	2	. 損傷あり	3. 倒壊している
14	特	擁壁の状況	1. あり	2. な	:L	3. 確	認不可	ありの	り場合	1. 正常	2.損傷 (影響	(影響度低) (影響度低)	4. 倒壊している
15	特	落書きの状況	1. な	L		2	部にあり			3. 全体にあり		4.	確認不可
16	特	屋根の状況	1. IE	常		2	一部破損		3. 陥没あり		4.	確認不可	
17	特	外壁材の状況	1. IE	常		2	一部破損		3.	腐敗または剥離あ	ij	4.	確認不可
18	特	建物の傾き	1. IE	常		2. 一部	に傾きあ	ij	3.	全体的に傾きあり	IJ	4.	確認不可
19	特	雨樋(とい)の状況	1. あり	2. な	:L	3. 確	認不可	ありの	り場合	1. 正常	2	. 一部破損	3. 大部分が破損
20	特	窓ガラスの状況	1. あり	2. な	:L	3. 確	認不可	ありの	場合	1. 正常	2	. 一部破損	3. 大部分が破損
21	特	その他破損箇所 (該当番号を記入 1.なし 2.破損あ	1. 雨戸	2. カ	ーポート		3. ベラ:	ンダ		4. 屋外階段		5. 看板	
	19	り 3.大部分が破損 4.正常 5.確認不 可)	6. 物置	7. ア	ンテナ		8. 灯油:	タンク		9. エアコン室外標	#	10. そ	の他 ()
22	特	第三者への影響	1. あり		:	2. なし		ありの (項番 ント	・コメ				
【撮景	彡画像	メモ】											
<備考	欄>												
1次調	查最終	周辺の建築物や通行人等 危険等について切迫性が		らすおそ	れがあ	るか否	か	1.a 1.a		2.なし	#	判定者	ED
2 次調	查必要	_{有無} あり ⇒ 2	2次調査へ				な		~ /	2.50	検査	査・承認	ÉD
		(上記判定で1つでも「1.	めり」の場合「あり								1	1	

「3 空家等調査」では、利活用に係る項目、特定空家等に係る項目について確認する。 構造物の破損、草木の繁茂等、必要に応じて状況を撮影すること。

全項目について確認後に1次調査の最終判定を行い、2次調査の必要有無を判断する。 全て完了後に、「判定者」へ記入と捺印を行うとともに、判定者とは異なる者が「検査・ 承認」を実施する。

• 不良度判定基準

評点項目	評点内容	評点
	1.なし	0
	2.損傷あり	20
①門の状況	3.倒壊している	30
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.損傷あり	20
②塀の状況	3.倒壊している	30
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
③擁壁の状況	2.損傷あり (影響度低)	20
※倒壊した際に家屋が傾く	3.損傷あり (影響度高)	70
恐れ、または隣地に崩れ落 ちる可能性がある場合は	4.倒壊している	100
「3.損傷あり」を選択	5.正常	0
	6.確認不可	0
	1.なし	0
0E#####	2.損傷あり	20
①屋根材の状況	3.倒壊している	100
	4.確認不可	0
	1.なし	0
②外壁材の状況	2.一部損傷あり	20
②外壁材の状況	3.腐敗や剥離あり	50
	4.確認不可	0
	1.なし	0
②7+++m	2.一部傾きあり	100
③建物の傾き	3.全体に傾きあり	100
	4.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	10
④雨樋の状況	3.大部分が破損	20
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	10
⑤窓ガラスの状況	3.大部分が破損	50
	4.正常	0
	5.確認不可	0

評点項目	評点内容	評点
	1.なし	0
	2.破損あり	5
1.雨戸	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	5
2.カーポート	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	5
3.ベランダの状況	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	5
4.屋外階段の状況	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	5
5.看板の状況	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	5
6.物置の状況	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
	1.なし	0
	2.破損あり	5
7.アンテナの状況	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0

評点項目	評点内容	評点
8.灯油タンクの状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
9.エアコン室外機の状況	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
10.その他危険な構造物1	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
11.その他危険な構造物2	1.なし	0
	2.破損あり	5
	3.大部分が破損	10
	4.正常	0
	5.確認不可	0
12.ゴミ投棄や堆積の状況	1.なし	0
	2.一部堆積あり	5
	3.大量に堆積あり	10
	4.確認不可	0
13.雑草	1.問題なし	0
	2.やや繁茂	0
	3.繁茂	10
14.立木	1.問題なし	0
	2.隣接地への越境	10
	3.倒木の危険性有	50
15.つる・つた植物	1.なし	0
	2. 隣接地への越境	10
	3.建物の一部が覆われている	10
	4.建物の半分が覆われている	30
	5.建物全体が覆われている	50

ランク	点数	最小値	判定内容
D	100点以上	100	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能
С	50~99点	50	倒壊の可能性は少ないが、現況のままの利用は困難
В	1~49点	1	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
А	0点	0	管理に特段の問題がなく、現況のまま利用可能

各評点項目について、評点内容を判定し評点を算出する。

全項目について確認後に各項目の評点を足し合わせて、不良度ランク判定を行う。

(3) 2次調査票記載要領

2次調査票の「項目」「箇所」「内容」に従い、「影響度」の判定を行う。判定した該当する影響度内容の項目に〇を付けるとともに、右端「評価点」に「内容」に括弧書きで記載される点数と、該当した影響度内容の『低』『中』『高』により、その横に括弧書きで示される係数(『×0』『×0.5』『×1』)を乗じた点数を記入する。

例えば、

- ✓ [基礎][基礎に不同沈下がある(50)][不同沈下あり(影響度中)]
 - =50点×0.5=評価点[25点]
- ✓ [土台][土台に破損又は変形がある(30)][ずれがある(影響度高)]
 - =30点×1=評価点[30点]
- ✓ [ひさし又は軒][腐朽・破損等がある(10)][腐朽等なし(影響度低)]
 - =10点×0=評価点[0点]

となる。

調査回数	第回	2次調査票	調査日時	年 月 日 時 分	調査者名	
①倒壊等	等著しく保安上危険とた	管理番号				
項目	箇所	内容	影響度 低 (×0)	影響度 中 (×0.5)	影響度 高 (×1)	評価点
	基礎	基礎に不同沈下がある (50)	不同沈下なし	不同沈下あり	不同沈下があり、損傷もある	25
	基 锭	基礎が破損又は変形している (50)	破損等なし		ひび割れがあり、鉄筋が露出して いる	25
	土台	土台に破損又は変形がある (30)	破損等なし	一部破損がある	大きな破損等がある	30
	基礎及び土台	土台と基礎にずれがある (30)	ずれなし	_	ずれがある	0
	柱	破損している (50)	破損等なし	一部破損している	著しく破損している	0
7.ths Color show		傾斜している (50)	傾斜なし	_	傾斜している	0
建築物	屋根	屋根の腐朽・破損等がある (50)	腐朽等なし	一部腐朽等がある	腐朽等により屋根が崩落している	50
	ひさし又は軒	腐朽・破損等がある (10)	腐朽等なし	_	腐朽等がある	0
	外壁	剥離・腐朽・破損等がある (30)	剥離等なし	一部剥離等がある	てきな剥離等がある	30
	看板·給湯設備·浄化槽	破損・脱落・転倒の状態がある (10)	破損等なし	看板等の支柱部分に一部破損が みられる	支柱等の破損により脱落、転倒し ている	0
	屋外階段・バルコニー	破損・腐朽がある (10)	破損等なし		破損部分が大きく大規模改修が 必要	5
	門・塀	腐朽・破損等がある (50)	腐朽等なし		腐朽等によって倒壊、崩落状態 がある	25

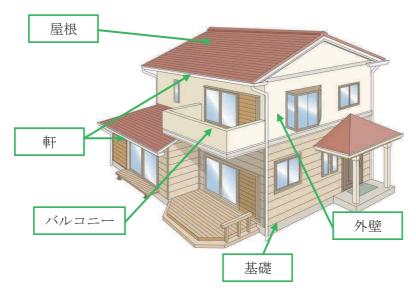
なお、「箇所」に該当する構造物等がない場合には「評価点」欄に『—』をひき、対象外であることを示すこと。(例:門・塀、屋外階段・バルコニー、など)

調査票には、調査対象の所有者氏名や地番等、個人情報となる情報の記載は一切行わず、管理番号で把握するものとする。

調査日及び調査時間、調査実施回数、調査職員氏名を記入する。

①「倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」判定基準

特に周辺住民等の身体への危険性が高い項目となるため、慎重な判断が必要となる。 「箇所」別の判定基準等は下記の通りとする。

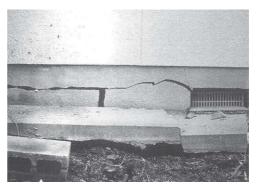


◆ 基礎

「不同沈下がある」や「破損又は変形している」については、建築物全体に大きな 影響が出ると考えられるため、十分に確認を行うこと。



【建築物の不同沈下】*



【基礎の被害】※

◆ 土台

「土台に破損や変形がある」「土台と基礎にずれがある」については、建築物全体 に影響を与えることが予想されるため、十分に確認を行うこと。

◆ 柱

「破損している」「傾斜している」については、 建築物全体に影響を与えることが予想されるた め、十分に確認を行うこと。



【柱「著しく破損している」の例】**

◆ 屋根

「屋根の腐朽・破損等がある」については、瓦の状態や崩落の部分等も十分に確認する。特に、屋根が内部に崩落している場合には内部の損傷を進行させる可能性があるため、特記事項に記載すること。

◆ ひさし又は軒

「腐朽・破損等がある」については、落下の可能性を検討しつつ判断を行うこと。

◆ 外壁

「破損・脱落・転倒の状態がある」については、剥離等の落下やクラックについても検討し判断を行うこと。また、壁の材質についても可能な範囲で特記事項に記載すること。



【壁の被害(外壁)】※



【外壁「大きな剥離等」の例】※

◆ 看板・給湯設備・浄化槽

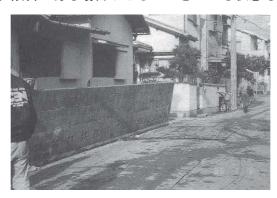
特殊なものが含まれているため、該当する場合には、何に該当したのか(「看板」「給湯施設」「浄化槽」)も記載すること。

◆ 屋外階段・バルコニー

「破損・腐朽がある」に該当する場合には、使用が可能な程度かどうかを検討し判断すること。

◆ 門·塀

腐朽・破損の他に、傾斜がある場合やはらんできている状態も検討し判断すること。



【転倒危険物(ブロック壁)】※

◆ 擁壁

擁壁の種類を分かる範囲で記載するとともに。その状態について、次章「参考」 の「擁壁の種類」「擁壁の変状」を参考に判断すること。

◆ 隣接地及び接道

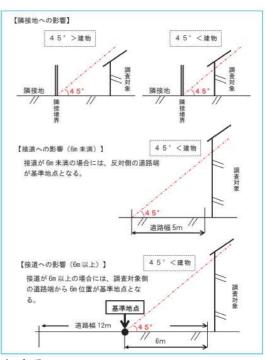
「隣接地への影響」「接道への影響」については、隣接地や道路の境界から建物までの距離と高さを測定し、建物の高さが45度以上になっているかどうかを判断すること。なお、調査時に、隣接地や接道への実影響が出ていた場合には、特記事項に記載すること。(例:屋根の瓦が道路に落下している。)

- ◆ 土砂災害警戒区域 事前に図面を確認すること。
- ◆ 耐震基準の新旧 事前に建物情報を確認すること。
- ◆ 近隣からの苦情 空家対策受付台帳の記録を参考に判断するものとする。

◆ 特記事項

その他特記事項がある場合に記載する。

※写真出典: 「被災建築物 応急危険度判定マニュアル」 (一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会



②「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」判定基準

ごみの項目が多く存在するが、ごみの放置は周辺環境の悪化につながるため十分に検討を行う。

「箇所」別の判定基準等は下記の通りとする。

◆ 鉄骨

吹き付け材等内部に配置する建材が見える状態となり、飛散・暴露の可能性があるかどうか判断すること。なお、建材の種類についての判断は困難であるため行わない。

◆ 浄化槽又は排水口

浄化槽や排水口の存在のみ確認できて、状態についての確認が困難である場合に は特記事項に記載すること。なお、臭気等は季節等によってことなる場合もあるた め、空家対策受付台帳の記録や市役所への苦情等から総合的に判断する必要もある。

◆ 建築物周辺

放置されているごみの種類によっては、産業廃棄物等で処理が特殊になる場合も あるため、可能な限り種類も確認すること。

「ねずみ」や「はえ」等は、調査時に必ず確認できるものではないため、空家対策受付台帳の記録や市役所に寄せられた苦情等から総合的に判断する必要もある。



【ごみの放置例(左:可燃系 右:不燃が主となる混在)】

◆ 特記事項

その他特記事項がある場合に記載する。

③「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」判定基準 心的影響であるため一人での判断が難しい場合には、課内での検討を十分に行う。 「筒所」別の判定基準等は次ページの通りとする。

◆ 外壁

「落書き等がある」は遠目からでもわかるような落書きを対象とすること。「外見上大きな傷みや汚れがある」については、大きなクラック等があるかどうかで判断すること。「塗装が色落ちし、壁面がまだらになっている」については、判断が難しいため必要に応じて写真を撮り検討すること。

◆ 屋根

「①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」とは違い、内部への崩落 かどうか等は検討しない。

◆ 窓

ガラスの状態が完全になくなっているかどうかも確認し、特記事項に記載すること。一枚しか割れていなくても、窓ガラス自体が大きく、割れていることの影響が高いと判断できる場合は、特記事項に記載し検討すること。

◆ カーテン・障子

『カーテンが破けている』『障子が破れている』かどうかで判断すること。なお、 障子が1か所のみ穴が開いている等の影響がかなり小さいと判断する場合には特 記事項に記載し検討すること。

◆ 看板

「破損、汚損している」については、破損の程度により判断すること。

◆ 門扉

破損、歪み等があるかどうかで判断すること。

◆ 敷地内

「外壁が蔦で覆われ・・・」については、良質な程度のものは壁面緑化のために 行っている場合も想定されるが、窓等が機能しない場合には、管理不全と判断する こと。なお、『アレチウリ』の場合には特定外来種であるため、「特記事項」に記 載すること。





【アレチウリ(ウリ科の大型のツル植物で1年生草本)】

「立木等で建物全体が・・・」については、繁茂により建物が外観から確認できるか どうか判断すること。





【立木等「繁茂により建物全体が確認できない」例】

「草等が伸び・・・」について、通常管理されている状態との比較を行い判断すること。なお、『オオキンケイギク』『オオハンゴンソウ』等がある場合には特定外来種であるため、「特記事項」に記載すること。以下の写真は、市内で確認されている特定外来種の例となる。





【オオキンケイギク(キク科の多年草)】【オオハンゴウソウ(キク科の多年草)】

「伸びた立木等の枝が・・・」について、枝が伸びていることで周囲が視界不良となり、周辺住民の不安感が募るような状態であるかどうかで判断すること。(例:枝が敷地外まで伸びることで、隣接道路が薄暗く視界不良となり、周辺住民に不安感を与える。)





【伸びた立木等の枝が「敷地外まで伸びている」例】

◆ 敷地内へのごみの放置

ごみの種類については問わないので、放置されているかどうかで判断すること。

◆ 特記事項

その他特記事項がある場合に記載する。

④「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」判定基準

様々な観点からの判断となり、特に専門的な知見から判断する項目については十分に 協議を行いながら判断すること。

「箇所」別の判定基準等は下記の通りとする。

◆ 立木

交通の妨げになるかどうかで判断すること。特に角地等では繁茂した木があることで、車が曲がる際に支障となり事故につながる可能性もあるため、十分な検討を行うこと。腐食による倒木の危険性があり緊急性がある場合には、ただちに所有者に連絡をすること。

◆ 動物

鳴き声は調査時に必ず確認できるものではないため、空家 対策受付台帳の記録や市役所に寄せられた苦情等から総合 的に判断すること。

ふん尿等について確認した場合には特記事項に位置等の 記載も行うこと。

侵入については、雨樋等をつたって侵入する可能性も高い。 また、窓ガラス等の破損により侵入する場合もある。

ハクビシン足跡の例は右写真のようになり、他動物の痕跡 や種類については、次章「参考」の「長野県内に生息する野 生動物」を参照の上で判断すること。



【ハクビシン足跡の例】

◆ 虫

時期により虫が発生していない場合もあるため、空家対策受付台帳の記録や市役所に寄せられた苦情等から総合的に判断すること。

◆ 建物

防災の観点から近隣住民の生活の保全に特に関わるため慎重に判断すること。

◆ 門扉

容易に敷地内・建物内への立ち入りが可能な状態であるか否かで判断すること。

◆ 窓ガラス

破損個所と破損の程度に十分注意して判断すること。

◆ 敷地の可燃物

放置・堆積物の種類が何かを確認すること。量や積まれている場所等に十分注意 しながら判断すること。





【敷地の可燃物の例】

◆ ガスボンベ

放置されているか否かで判断すること。ただし、ガスボンベはガス会社等が管理 しているため、ボンベに記載されている会社名を確認し、特記事項に記載すること。

◆ 枯草や枝

量で判断すること。また場所が、敷地外からでも放火されてしまう可能性がある か否かを判断材料とすること。

◆ タバコの吸い殻

量及び場所により判断すること。

◆ 特記事項

その他特記事項がある場合に記載する。

(4) 追加調査記載要領

① 調査方法

追加調査は敷地内への立ち入りを行うため、「空家等特措法」第9条に基づく手続き を行うこと。

手続きは、立ち入り調査の5日前までに所有者に通知するものとする。なお、立ち入り調査時には必ず身分証を携帯すること。

立ち入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに十分留意すること。

調査時には、敷地内の構造物等に損傷が出ないように細心の注意を払い調査を行うこと。

② 判定基準

追加調査票での項目別の判定基準等は下記の通りとする。

◆ 基礎

基礎のクラックの幅と深さを計測して「状態」に実数値を記入する。基準値と比較して判断すること。

◆ 柱

水平器により傾斜を計測する。水平器をあてる際には、建物等を損壊させないように注意する。基準値と比較して判断すること。

◆ 壁

壁のクラックの幅を計測して「状態」に実数値を記入する。基準値と比較して判断すること。

4 参考

(1) 用語等の解説

① 「空家特措法」における「空家等」の定義

「空家特措法」における「空家等」とは、「空家特措法」第二条では、

この法律において<u>「空家等」とは、建築物</u>又は<u>これに附属する工作物</u>であって<u>居住その他の</u> 使用がなされていないことが常態であるもの及び<u>その敷地(立木その他の土地に定着する物を</u> 含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

と定義されるが、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な 指針(平成27 年2月26 日付総務省・国土交通省告示第1号)」の「3空家等の実態把 握—(1)市町村内の空家等の所在等の把握」において、「空家特措法」で示される「建 築物」「これに附属する工作物」について、

(前略) ここでいう<u>「建築物」とは建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の「建築物」と同義</u>であり、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門又は塀等をいい、また<u>「これに附属する工作物」</u>とはネオン看板など門又は塀以外の建築物に附属する工作物が該当する。(後略)

と示されており、「居住その他の使用がなされていないこと」「常態である」については、

(前略) 「居住その他の使用がなされていないこと」とは、人の日常生活が営まれていない、営業が行われていないなど当該建築物等を現に意図をもって使い用いていないことをいう(中略)また、「居住その他の使用がなされていない」ことが「常態である」とは、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となると考えられる。(後略)

とされている。

また、建築基準法第二条第一号では、

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

となっており、「建築設備」とは、建築基準法第二条第三号にて、

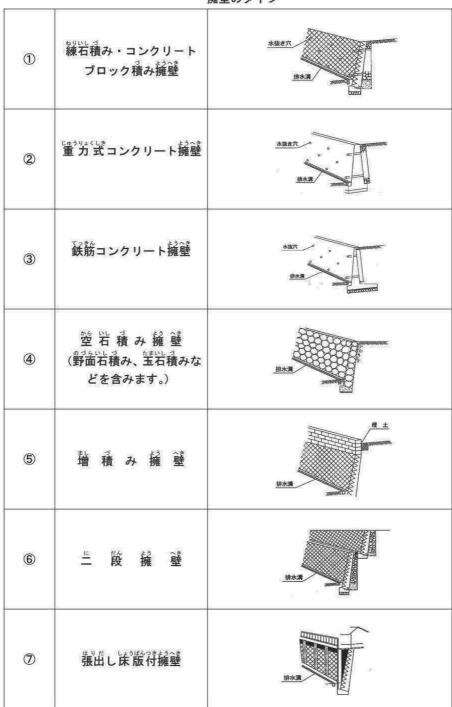
<u>建築設備</u> 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは 汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

とされている。

(2) 擁壁の種類

2次調査「①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」にて判断する擁壁の 種類について、その代表的なものは以下の通りとなる。

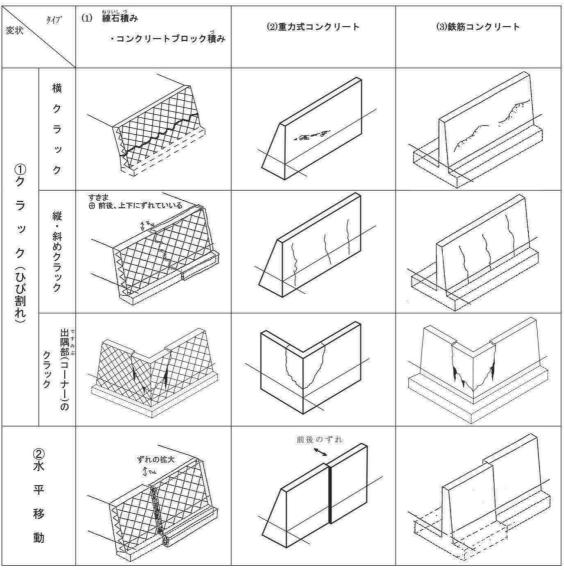
擁壁のタイプ



出典:「我が家の擁壁チェックシート(案)」国土交通省

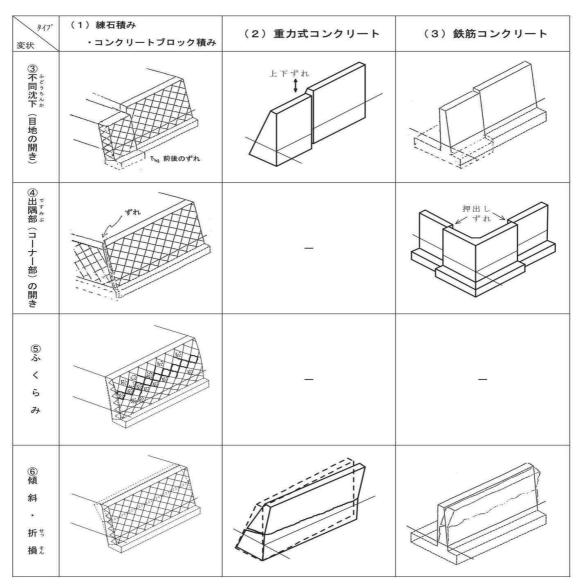
(3) 擁壁の変状

2次調査「①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」にて「クラックがある」「はらんできている」判断する際の擁壁の種類別の変状については、以下を参考にすること。



出典:「我が家の擁壁チェックシート(案)」国土交通省

⇒次ページに続く



出典:「我が家の擁壁チェックシート(案)」国土交通省

(4) 長野県内に生息する野生動物

2次調査「④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である 状態」にて、動物の足跡や種類を判断することとなるが、市内で想定される動物とその 足跡は以下の通りとなる。

【在来種(在来生物)】

<タヌキ(食肉目イヌ科)>

前肢から肩にかけて黒い帯、四肢は黒色。指は4本で、イヌに似ている。 夫婦で共に行動する。タメ糞場を作る。







<キツネ(食肉目イヌ科)>

農耕地や森林、原野集落地が混在する場所を好む。

日当たりのよい明るい林や原野に巣穴を掘ることが多い。

「コンコン」とは鳴かない。







<アナグマ(食肉目イタチ科)>

目の周りの黒い帯が特徴、四肢は灰色。

指は5本で、前足は太い爪があり穴を掘るのが得意。







<テン(食肉目イタチ科)> 毛色は鮮やかな黄色から褐色のものまで様々。 キテンの毛皮は特に優れていて最高級とされる。 雑食だが果実が好き。





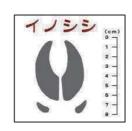


<イノシシ(鯨偶蹄目イノシシ科)> 約45km/hの速さで走れる。

沼田場で泥浴を行う。(※『ぬたうちまわる』)

白い脂肪と赤い肉が牡丹の花を連想させることから、イノシシ鍋のことを『牡丹鍋』。







<ツキノワグマ(食肉目クマ科)>

胸に白い三日月模様があることから月輪熊とよばれるが模様のない熊もいる。 ヒグマに比べ草食性が強い。

冬眠すると言われているが正確には冬眠ではなく深い睡眠。 木に登るのが上手。







【外来種(外来生物)】

<ハクビシン(食肉目ジャコウネコ科)>

鼻から額にかけての白線が特徴。台湾名は「白鼻芯」。 5本指で物をつかむのが得意。

肛門の近くに独特の臭いを発する臭腺が発達している。







<アメリカミンク(食肉目イタチ科)>

野生種は黒色から褐色。

泳ぐのがとても上手(水かきがある)。

攻撃的で自分の体よりも大きなものであっても襲う。肉食。







<アライグマ(食肉目アライグマ科)>

一見、タヌキに似ている。尾にあるリングが特徴。

木に登る。視力が悪いが、触覚に優れている。

物を洗っているように見えるのは物を探している姿。







資料-54

8 管理不全空家等指導に関する関係法令

建築物等の指導に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)のほか、他法令においても制度が整備されています。ここでは、関連する他法令の制度・内容について整理しました。

関係法令	適用条件	内容
建築基準法(第10条)	建築物が著しく保 安上危険、又は著 しく衛生上有害で あると認める場合	特定行政庁は、建築物が著しく保安上危険、又は著しく衛生上有害であると認める場合に、所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限等、必要な措置をとることを命令することができる。〇「危険度の判定」は、令和元年6月24日に国土交通省が策定した「既存不適格建築物に係る指導・助言・勧告・是正命令制度に関するガイドライン」に基づき判断する。
消防法(第3条)	火災の予防に危険 があると認める場 合	消防長又は消防署長は、火災の予防に危険、もしくは消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める場合に、当該物件の除去を命令することができる。
道路法 (第44条)	道路の沿道区域に おける土地や工作 物が道路の構造に 損害、又は道路の 交通に危険を及ぼ す場合	道路に接続する区域を「沿道区域」として指定し(指定 基準を条例で定める。道路の各一側について幅20m以 内。)し、道路の構造に損害、又は道路の交通に危険を 及ぼす場合に、道路管理者は、その損害又は危険防止の ため特に必要があると認める場合には、その工作物等の 管理者に対し、必要な措置を講じることを命令できる。
災害対策基本法 (第64条)	災害が発生、又は まさに発生しよう としている場合に おいて、応急措置 を実施するためると 認める場合	市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、応急措置を実施する緊急の必要がある場合は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去等、必要な措置をとることができる。
廃棄物の処理及び 清掃に関する 法律(廃棄物処理 法) (第5条)		土地又は建物の占有し者(占有者がない場合には管理者)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
廃棄物の処理及び 清掃に関する 法律(廃棄物処理 法) (第19条)	一般廃棄物処理基 準に適合しない一 般廃棄物の処分が 行われた場合	市町村長は、一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬、処分が行われた場合に、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合に、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じることを命令することができる。

9 住宅・土地統計調査から見た空き家の状況

総務省統計局が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査**1」による全国、 長野県及び本市の空き家の状況について整理しました。

長野県の空き家率は、直近の平成25年調査によると19.8%であり、別荘等の二次的住宅※2が多いことなどから山梨県に次いで全国2番目の高い水準にあり、年々増加傾向にあります。本市の空き家率は、平成25年時点で20.6%と県の平均よりもやや高い水準にあります。

図表 1:国・県・市の住宅総数

地域	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
地場	(1998年)	(2003年)	(2008年)	(2013年)	(2018年)
全国	50,246,000戸	53,890,900戸	57,586,000戸	60,628,600戸	62,407,400戸
長野県	850,400戸	890,800戸	946,300戸	982,200戸	1,007,900戸
佐久市	26,910戸	27,450戸	42,380戸	47,730戸	49,490戸

出典:住宅·土地統計調查(総務省統計局)

※1 住戸に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎 資料を得ることを目的として、総務省において5年に1回行われている調査

※2 ふだんは人が住んでおらず、休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅「別荘」と、残業で遅くなった ときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅である「その他」を含む

※3 平成10年、平成15年の住宅総数は、合併前の旧町村の戸数がないため旧佐久市のみの戸数

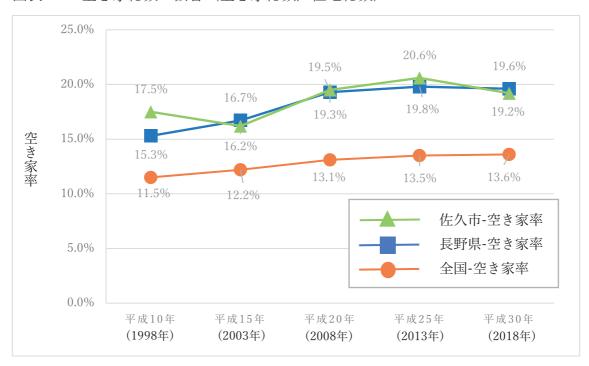
図表 2:空き家総数 (別荘、賃貸用住宅、売却用を含む全ての空き家の数)

地域	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
	(1998年)	(2003年)	(2008年)	(2013年)	(2018年)
	5,764,100戸	6,593,300戸	7,567,900戸	8,195,600戸	8,488,600戸
<u>全国</u>	(11.5%)	(12.2%)	(13.1%)	(13.5%)	(13.6%)
長野県	129,800戸	148,900戸	183,000戸	194,000戸	197,300戸
交封朱	(15.3%)	(16.7%)	(19.3%)	(19.8%)	(19.6%)
佐久市	4,720戸	4,440戸	8,280戸	9,850戸	9,500戸
压火巾	(17.5%)	(16.2%)	(19.5%)	(20.6%)	(19.2%)

出典:住宅・土地統計調査(総務省統計局)

※()内は住宅総数に占める割合

図表 3:空き家総数の割合(空き家総数/住宅総数)



出典:住宅・土地統計調査(総務省統計局)

※4 平成10年、平成15年の空き家総数は、合併前の旧町村の戸数がないため旧佐久市のみの戸数

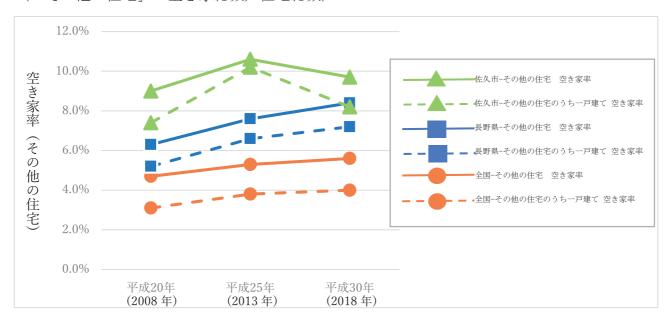
図表 4:空き家の割合 (「その他の住宅**5」の空き家総数/住宅総数)

		その他の住宅		「その他の住宅」のうち一戸建て			
地域	平成20年	平成25年	平成30年	平成20年	平成25年	平成30年	
	(2008年)	(2013年)	(2018年)	(2008年)	(2013年)	(2018年)	
全国	2,681,100戸	3,183,600戸	3,487,200戸	1,811,900戸	2,305,400戸	2,518,500戸	
土国	(4.7%)	(5.3%)	(5.6%)	(3.1%)	(3.8%)	(4.0%)	
長野県	59,500戸	74,400戸	84,300戸	49,000戸	64,700戸	72,600戸	
及封朱	(6.3%)	(7.6%)	(8.4%)	(5.2%)	(6.6%)	(7.2%)	
佐久市	3,830戸	5,040戸	4,790戸	3,130戸	4,890戸	4,070戸	
KT)(II)	(9.0%)	(10.6%)	(9.7%)	(7.4%)	(10.2%)	(8.2%)	

出典:住宅・土地統計調査(総務省統計局)

※()内は住宅総数に占める割合

図表 5:空き家の割合 (「その他の住宅」の空き家総数/住宅総数)



出典:住宅・土地統計調査(総務省統計局)

※5 「住宅・土地統計」の分類の一つで、「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、 転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅の ほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む

第二次佐久市無居住家屋等対策計画

令和5年3月

発 行 佐久市

所在地 〒385-8501

長野県佐久市中込3056

編 集 建設部 建築住宅課